平成２０年１０月８日

『電気用品安全法に基づく安全の確認にあたって』

千葉県市川市八幡 3-8-19
株式会社レジナ
代表取締役　土田　直樹

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

皆様におかれましては、オールアース住宅の普及をご支援いただき、またエルマクリーンの販売並びに昨年９月に発売となったエレクトロラックス・電場磁場抑制ホットカーペット EHC720 をご拡販いただき、誠にありがとうございます。まずは心より御礼申し上げます。

本年度は、電場除去装置である「エルマクリーン」（以後は電場除去装置）とのセット販売も可能として、電場を削減するための方法に幅を持たせた戦略にて拡販をしていくこととなりました。引き続き宜しくお願い致します。

さて、今回は皆様に重要なご報告があります。

エレクトロラックスとの共同開発により生まれたホットカーペットに対して、ある企業（自然食品業界を中心に家電製品の販売を手がけている商社）が一方的に悪質な嫌がらせと誹謗中傷を繰り返しており、あまりにもレベルが低いため、ある程度無視していたのですが、販売に支障をきたしかねない言動もでてきましたので、皆さんにご連絡をさせていただき、ご協力をいただければと考えております。

まず、経緯を簡単にご説明させていただきます。

昨年のカーペット（EHC720）販売では、電場除去装置を使わずに電気工事業者による「アース工事」により電場を抑制するという方法を採り、全国をフォローできる工事業者様にご協力いただき、市場に商品を提案していきました。結果としては、複雑な手間がかかることにより販売が思うように伸びず、その原因として電場を取るためのアース工事の費用と手間が大きな負担となりその懸念が購入を躊躇させてチャンスロスを起しているということが見えてきました。今年に入ってから何度も戦略会議を行い、打開策としてやはり消費者の立場にたって考えてみても、電場除去装置との組み合わせが費用的にも効率的にも望ましいと判断して、セット販売を決定しました。

共同開発を行ってきたエレクトロラックス社は 4 月から営業を開始しました。工事が必要と言うことで取り組みを懸念していたところも、「工事がなく、電場も取れる」ということで、どんどん取り組みを決定し始めて、今年の生産台数も十分消化できる見込みがたったのが 8 月のお盆過ぎでした。

ところがちょうどその時期を境に、取り組みを検討していた販売先から様々な質問が挙がるようになってきました。その質問はそれぞれバラバラで、その理由をお尋ねすると、このたび問題となっている企業の営業マンの名前が浮かび上がってきました。

実は、その企業は以前からホットカーペット（磁場カット）を販売しており、磁場のみならず電場をもカットできる EHC720 はライバル商品にあたります。とは言え昨年までは、電場を取るためにわざわざアース工事をする人はいないだろうと考えていたようで、またエレクトロラック社が「売る側が正しく電磁波のことを理解していなければならない」という判断のもと、販売先を限定したこともあり、あまり危機感はなかったのだと思います。しかしながら、今年に入って簡単に電場を抑制できるエルマクリーンを活用して販売を行っている事を知って、大慌てで営業しているというのが実情のようです。

その直後からカーペットへの中傷が始まり、それでも販売が止められないとなると今度はエルマクリーンにまで中傷を始まりました。具体的には以下のような内容です。

① エレクトロラックス社のカーペットは電場が取れていない。
② 自社（ある企業が展開しているカーペットのこと）のカーペットは電場が取れている。
③ コンセントを使って電場は取れない。
④ エルマクリーンは PSE を取得していないので、危険性が高く、信用できない。
⑤ 生協（ある企業の提案先）が、PSE マークが無い製品を扱っていいのか。
⑥ エルマクリーンと繋ぐと、電柱に雷が落ちたら家に電気が流れ込んで、火事になる。

など挙げるとキリがありません。

しかもこれらは全て、書面を配布しているわけでもなく、証拠を残さないためかわかりませんが、口頭でのみ販売会社の担当者に説明しているのです。

もちろんその内容には根拠が無くとにかく支離滅裂で、市場を混乱させることが目的なのか、たちが悪いことから、弊社としては 3 名の弁護士に相談をし、9 月 4 日付で内容証明付郵便を送りました。それに対して回答（そのような説明はしていない、という旨）はあったものの、それ以降も改善されていないことから、現在証拠固めを進めており、少しずつ挙がってきていますので時期が来れば何らかの動きをと考えております。

消費者の方々へ直結している販売会社が動揺するような言動を抑えないと、正しい情報が消費者へ届かないことになりますから、それだけは防ぎたいと考えての行動です。

幸い私たちには多くの素晴らしい仲間の存在があり、「ＰＳＥマークやＳマークの申請に相当するだけの試験を自社で行っていることを公表すれば、訳のわからない言い分に対してしっかり対抗できるのではないか」という大変有り難いアドバイスを頂戴しました。

そこで、「電気用品安全法に基づく確認事項一覧表」を公開しておりますので、安全性についてご確認いただければ幸いです。

この一覧表は電気用品が対象ですので、技術基準の項目をご覧いただくとお分かりの通り、全く関係ない項目も含まれています。関係ない部分は「該当なし」という表現をしており、基準を満たしているものはＯＫと表現していますが、2 箇所だけ現状のルールでは通らないものがＮＧと表現してあります。

それは、（材料）へ　充電部という項目と（技術基準）（９）漏洩電流という項目です。

下の図をご覧下さい。

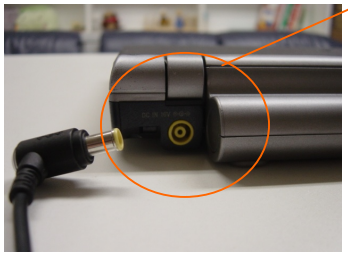

この部分がパソコンの充電部です。パソコンの充電部は黄色いプラスチックで表面を覆っています。これは、電源を取ることが目的です

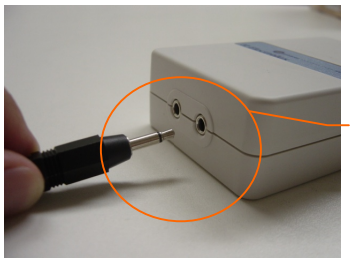

この部分が充電部にあたります。先端は金属となっています。
そのためにNGということになります。しかしながら、電源をとるのではなく、アースが目的ですから、電気安全法の対象とはならないと言うことなのです。
このことから、漏洩電流についても同じ理由でNGとなり、結果的に対象外という判断となっております。

動作中に、充電部に触れることはまずないと思いますし、きちんと取扱説明書通りの使い方をしていれば感電の心配はありませんが、万が一間違った使い方をして触れた場合電流が流れる可能性があるという考え方となります。その感電と言うのも、負荷がかかるわけではありませんので、ほとんど感じない程度のものであることを確認しています。

この部分は電気用品であれば「充電部にあたる」という解釈であって、実際は、電源を取る部分ではなく簡易的なアースを取る部分ですので、そういった意味でも電気用品対象外となるわけです。

以上が電気用品安全法に基づく技術基準と同等の検査を弊社で行った際の試験報告ですので、ご安心いただければと存じます。

私たちは、その企業の製品を否定するような売り方ではなく、同じ土俵の上で展開いただくことを前提として提案をしてまいりました。

エレクトロラックス社のカーペットの生産地は中国の蘇洲という場所で、同じ工場で三洋電機さんや富士通ゼネラルさんなど大手家電メーカーの製品も製造されています。同じ工場で、それぞれが良いと信じて開発してきた機能を持つ製品を製造していますし、他社の製品についても理解した上のことです。もちろん販売の際にも、あくまで自社の製品のセールスポイントを各社アピールするのであって、他社製品と比較することはあっても、いたずらに批判するような売り方をする企業は他にはありません。

いずれにしましても、私たちは「より安全性の高いものを提供していく」という基本理念に忠実に取り組んでいく所存です。

それでは、今後ともご支援並びにご支持のほど宜しくお願い致します。

土田直樹

電気用品安全法に基づく確認検査報告書

株式会社レジナ

①製品名　エルマクリーン

②検査数量　n＝1

試 験 明 細

別表第八　1.共通の事項

技術基準項目	確認結果	技術基準項目	確認結果
(1) 材料	―	フ コントローラーの強度	OK
イ 器体の材料	OK	コ 半導体素子制御	該当せず
ロ 電気絶縁物及び絶縁材料	OK	エ 外部接続機構	該当せず
ハ 可燃性物質	OK	テ 高圧注意表示	該当せず
ニ 耐アーク性	該当せず	ア 巻き取り機構	該当せず
ホ 鉄、鋼のサビ止め	OK	サ 折り曲げ試験	該当せず
ヘ 導電材料	OK	キ 硬貨等の使用	該当せず
ト 屋外用のものの外かく	該当せず	ユ 合成樹脂外かくの燃焼　難燃グレードHB	OK
チ 電源電線用端子ねじ	該当せず	メ 短絡･開放	OK
リ アース用端子の材料	該当せず	ミ 電池を使用	該当せず
ヌ ポリ塩化ビフェニール含有	OK	シ 二重定格	該当せず
ル 食品に接する部分の材料	該当せず	エ 構造上の防湿性	該当せず
(2) 構造	―	ヒ 保温材の燃焼性	該当せず
イ 形状･構造	OK	モ 電気器具の接続品	該当せず
ロ 遠隔操作機構	該当せず	セ のぞき窓	該当せず
ハ 転倒	該当せず	ス 圧力安全弁	該当せず
ニ 造営材に取り付け	該当せず	(3) 部品及び付属品	―
ホ 金属製のフタ又は箱	該当せず	イ 定格	OK
ヘ 充電部	NG	ロ 電源電線等	該当せず
ト 空間距離	OK	ハ アース線	該当せず
チ 絶縁物の厚さ	OK	ニ ヒューズ	OK
リ 接続部の緩み止め	該当せず	ホ 自動温度調節器（　　）	該当せず
ヌ 内部配線	OK	ヘ 自動スイッチ（　　）	該当せず
ル 貫通孔の保護	該当せず	ト 電動機操作用スイッチ	該当せず
ヲ 電源電線等の張力止め	該当せず	チ 点滅器（　　）	該当せず
ワ 器具間を接続する電線	該当せず	リ 開閉器（　　）	該当せず
カ ガイ管	該当せず	ヌ 接続器（　　）	該当せず
ヨ 防水構造	該当せず	ル 変圧器（　　）	該当せず
タ 防湿処理	該当せず	ヲ 放電灯用安定器（　　）	該当せず
レ 温度過昇防止装置	該当せず	ワ 電動機（　　）	該当せず
ソ 定格１５０V.アース線	該当せず	カ コンデンサー（　　）	OK
ツ アースの表示	該当せず	ヨ 過負荷保護装置（　　）	該当せず
ネ 電動機の回転が妨げられない構造	該当せず	タ 電動機の過負荷保護装置	該当せず
ナ 可動部分	該当せず	(4) 消費電力等の許容差	OK
ラ 取付･取り外し	該当せず	(5) 雑音の強さ	確認できず
ム 庫内燈	該当せず	(6) 電圧変動による運転性能	OK
ウ スイッチの表示	OK	(7) 二重絶縁構造	該当せず
キ 発熱体の充電部	該当せず	(8) 始動特性　　定格の90%で始動可	該当せず
ノ 電線の取付部	該当せず	(9) 遅洩電流	NG
オ 発熱体	該当せず	(10) ブラウン管及びその付属品	該当せず
ク ヒューズ	OK		
ヤ コンデンサーを有するもの	OK		
マ ヒューズの定格表示	OK		
ケ 外かくの強度	OK		

◎　確認ＯＫ　　／該当せず　　省略―